

事業会社の銀行業参入に関する一考察

——トヨタの米国銀行免許の取得について——

藤井 正志

1. 問題意識（事業会社の銀行業務参入）

ここ数年、イトーヨーカドーのATMを活用した決済業務専門銀行やソニーによるインターネットを活用した銀行の設立をはじめ、銀行、情報通信、商社、保険などの異業種提携による複数のインターネット銀行等の設立が積極的に行われてきた。2006年に入り、大手スーパーグループのイオンが新たに銀行業参入を発表した。イオンはインターネットやATM専門の銀行と一線を画し、店舗を構えて個人向け融資など幅広い金融サービスの提供を目指すという。

事業会社による銀行の設立は、事業親会社の経営ノウハウを銀行業に生かすことにより、銀行業の新たな可能性を引き出す期待がある一方で、事業親会社の機関銀行化などの懸念もある。金融庁は、こうした新たな形態の銀行業については、従来の伝統的な銀行業においては想定していなかった様々な問題が考えられることから、これに対する現在の銀行法の下での対応として、2000年8月3日「異業種による銀行業参入等新たな形態の銀行業に対する免許審査・監督上の対応（運用上の指針）」を策定した。

運用上の指針において指摘された、新たな形態の銀行業において考えられる問題点としては、

- ① 子会社の事業親会社からの独立性確保
- ② 事業親会社等の事業リスクの遮断
- ③ 事業親会社等と総合的な事業展開を図る場合の顧客の個人情報保護
- ④ 資産構成が国債等の有価証券に偏っている場合のリスク管理や収益性
- ⑤ 有人店舗を持たずインターネット・ATM等、非対面取引を専門に行う場合の顧客保護が挙げられている。

これに対し、一部の識者からは、「銀行法を改正し、事業親会社への検査を実施すべし」との声も聞かれる。こうしたわが国における事業会社の銀行業への積極的な参入という状況を勘案して、本稿では、わが国への参考として、米国における事業会社の銀行業参入に関する米国の金融法制の最近の変化をまとめておきたい。たまたま、2004年8月トヨタが米国に曾孫会社であるToyota Financial Savings Bankを設立し、州法銀行としての銀行免許と、預金保険加入金融機関の認可を預金保険公社(FDIC)よりうけた。米国における、事業会社の銀行業参入の具体的事例として取り上げ問題意識を整理しておきたい。

本件に関するトヨタファイナンシャルサービス株式会社からのヒヤリングに際しては、同社の担当部署の方々より数々の貴重なご助言を賜った。厚く御礼申し上げたい。なお、本稿の内

容については、執筆者に全ての責任があることは言うまでもない。

2. 米国における事業会社の銀行業への参入

(1) 銀行持株会社および金融持株会社の事業会社からの分離

米国では、1999年11月にグラム・リーチ・ブライリー法（以下GLB法）が成立し、銀行持株会社（BHC）の内一定の要件を満たすものは金融持株会社（FHC）に認定され、銀行・証券・保険の兼業が認められることになった。

事業会社と銀行の結合の観点からは、銀行を支配する企業で金融持株会社（FHC）と認定される企業は、事業会社を分離しなければならない。ただし、当該企業が金融持株会社に転換する際、非金融業務からの年間収入が15%未満ならば、GLB法制定後10年間、場合によっては15年間、事業会社の分離が免除される（Gramm-Leach-Bliley Act, Title 1 Sec. 103. (n) Authority to retain limited non-financial activities and affiliations）。

(2) 単一貯蓄貸付金融機関持株会社を通じた事業会社の銀行業参入

単一貯蓄貸付金融機関持株会社（Unitary Saving and Loan Holding Companies, USLHC）とは、1つだけの貯蓄貸付金融機関を保有する持株会社のことである。貯蓄貸付金融機関は、銀行持株会社法の規定する「銀行」には該当しない。したがって、銀行持株会社法の規定を受けることはない。しかし、Savings and Loan Holding Companiesとして貯蓄金融機関監督局（Office of Thrift Supervision, 以下OTS）の監督を受ける（12U. S. Code Sec. 1467a）。

GLB法成立以前においても、複数貯蓄金融機関持株会社は非銀行業務に従事することが禁止されていたので、業務の開始に当たっては、OTSの事前承認が必要であった。

ここで、貯蓄貸付金融機関持株会社法（Savings and Loan Holding Companies Act, 12U. S. C. Sec. 1467a）に基づいてその規定を確認しておきたい。貯蓄貸付金融機関持株会社法は、12U. S. C. Sec. 1467a=Regulation of holding companies (a)~(s)からなっている。

(a) Definitions の(A)では、まず、貯蓄金融機関（saving association）の定義が規定されている。(B)では、貯蓄貸付金融機関持株会社（Savings and Loan Holding Companies）の定義がなされている。同法(b) Registration and examination では、貯蓄貸付金融機関持株会社の登録と検査に係る事項が規定されている。

同法(c) Holding company activity の(1)において貯蓄貸付金融機関持株会社が禁止される業務が、(2)において禁止される業務からの適用を免れる業務が規定されている。その(4)では、貯蓄貸付金融機関持株会社が新規業務に進出するに当たっての事前承認の必要性が規定されている。しかし、その(3)で、単一貯蓄貸付金融機関持株会社には、新規業務の開始に当たり、当局からの事前承認の必要性が免除されている。

(3) GLB 法による変更

一方で GLB 法成立以前においては、事業会社が1つだけの貯蓄金融機関を保有する持株会社を設立することにより銀行業に参入することができた（12 United States Code Sec. 1467a (c) (3): certain limitations on activities not applicable to certain holding companies）。このループホールは GLB 法成立により塞がれ、単一貯蓄貸付金融機関持株会社を通じた事業会社の銀行業参入の道は閉ざされることになった。

(4) Industrial Loan Company の特例

銀行持株会社法（BHCA, 12 U. S. C. 1841 (c) bank defined, (2) exceptions)¹⁻³ によれば、Industrial Loan Company は、前出の貯蓄貸付金融機関同様、銀行持株会社法で規定される「銀行」には該当しない。したがって、銀行持株会社および金融持株会社を対象とするグループ企業全体に課される検査・監督義務は Industrial Loan Company の親会社には課されない。

では、Industrial Loan Company が、貯蓄貸付金融機関同様、銀行持株会社法で規定される「銀行」には該当しないのは何故であろうか？ それは、銀行持株会社法第1条（12U. S. C. 1841, Definitions）に「銀行持株会社法」上の「銀行」の定義から外れる金融機関が規定されており、Industrial Loan Company はその1つとして規定されているからである。

「銀行持株会社法」上の「銀行」の定義から外れる金融機関には、Industrial Loan Company の他、信用組合（Credit union）、貯蓄金融機関（Saving bank）、信託権限の行使のみに従事する機関などが挙げられている。

(5) Industrial Loan Company の定義

Industrial Loan Company は、1987年3月5日に発効した州法の下で設立された機関で、当該州法の規定により、連邦預金保険法（12U. S. C. 1811 以下）の下で預金保険への加入が義務づけられた機関であること。そして、

- ① 小切手ないし類似の第三者宛の支払い手段によって支払いを行う預金（当座預金）を預金者から受けられないこと。あるいは、
 - ② 総資産規模が1億ドル未満であること。あるいは、
 - ③ 当該 Industrial Loan Company の支配の変更が1987年8月10日以降買収によって行われたものでないこと。あるいは、
 - ④ 当該 Industrial Loan Company が直接、または間接的に子会社を通じて、1987年3月5日以降不正な業務に従事してないこと、
- と定義されている。

3. 事業会社と銀行業の分離再考

(1) 銀行と事業会社の分離の趣旨

- ① 米国では、銀行業務をその他の産業活動と分離する政策が取られてきた。銀行が一般企業の経営に参入することより、その産業支配力が強力になりすぎるといった危惧があったためである。
- ② 銀行が企業を支配した場合、その企業が経営不振に陥った際には、銀行経営に悪影響を与え、顧客預金の安全性が確保されないとの危惧もあった。
- ③ 銀行が特定の事業会社と出資・系列関係になった場合には、競合する他の事業会社への貸出の安定供給に支障が出る虞れがあるなどの問題点も指摘されている。

(2) グラス・スティーガル法

- ① 第16条 (12 U. S. C. Sec. 24 (Seventh))
銀行本体の引受業務等禁止
- ② 第20条 (12 U. S. C. Sec. 377) = GLB法により撤廃=
銀行と証券会社が関係会社となることの禁止
- ③ 第21条 (12 U. S. C. 378)
第16条で規定されないFRB非加盟州法銀行にも、16条の規定が適用されること。および証券会社による銀行業務の禁止
- ④ 第32条 (12 U. S. C. Sec. 78) 役職員の兼務規定 = GLB法により撤廃=

(3) 銀行持株会社法の意義

ア. 意義

銀行が銀行持株会社の子会社を通じて非銀行業務に従事するという迂回措置については、グラス・スティーガル法では阻止できなかった。この問題に対処し、銀行持株会社及びその子会社に許容される業務を制限する目的で制定されたのが銀行持株会社法 (BHCA, 12 U. S. C. 1841-1849) である。

イ. 法とその適用免除

- ① 銀行持株会社法は、銀行を支配 (“control”) する会社、すなわち銀行持株会社を規制・監督するために、その第4条で銀行を支配する銀行持株会社やその子会社が、非銀行業務に従事する会社を支配することを禁止、又は制限することにより、銀行の非銀行業務参入に歯止めをかけようとするものである。

- ② 同時に、非銀行業務を営む会社が連邦準備制度理事会（FRB）の承認なしに銀行持株会社となることを禁止するものである。
- ③ 銀行業務に付随した業務（12 U. S. C. 1843(c)8）については、上記の適用を免除される。
・レギュレーション Y（12 C. F. R. 225.25List of permissible non-banking activities）
- ④ 外国の銀行持株会社についても、銀行持株会社法第 2 条(h)(2)（12U. S. C. 1841 (h)(2)）及び第 4 条(c)(9)（12U. S. C. 1843(c)(9)）が外国の銀行持株会社の適用免除を規定している。
・レギュレーション K（12 C. F. R. 211.23）
- ⑤ FRB の order により個別に認定。

ウ. 銀行持株会社法における「支配」の概念

銀行持株会社法第 2 条(a)(2)によると、ある会社（A）が銀行ないし他の会社（B）を支配（“control”）しているのは、

- ① A が直接的にまたは、間接的に B の議決権付き株式を 25%以上取得した場合
- ② A が、どのような方法であれ、B の役員の大半数を選出できる状況を作りだすことが出来る場合
- ③ 連邦準備制度理事会（FRB）が調査した結果、A が直接的にまたは間接的に B のマネジメントや政策に支配的な影響をおよぼしていると認定した場合

とされている。

(4) 1991 年米国財務省の金融制度改革法案（廃案）

1991 年米国の金融制度改革法案（廃案）のみが、事業会社による銀行持株会社の保有を認めようとした。その趣旨は、銀行破綻が続く中で、銀行の資本を強化し失われた収益機会を銀行に取り戻させようとする狙いがあった。

米国では、銀行業務をその他の産業から分離する政策が取られてきた。しかし、1980 年代の銀行破綻を通じて銀行の資本増強が施策の課題となっており、銀行の株主資本の充実と収益機会の拡大は、預金者、納税者の保護の要請に合致するものになっていた。

当該改革案は、厳しいファイアウォールの条件付きながら、一般事業会社が金融持株会社（“Financial Service Holding Company, FSHC）を通して銀行へ出資することを許容するものであった。

しかし、その後米国の銀行が急速な回復を見せ、事業会社による銀行業界への資本の注入は不要となった。GLB 法に見るように、事業会社と銀行の分離基準は厳格さを増している。

4. トヨタの米国銀行免許の取得について

(1) 銀行の名称など

名称：Toyota Financial Savings Bank

所在地：Henderson, Clark County, Nevada

申請者：Toyota Financial Services Americas Corporation

最終的な支配株主：トヨタ自動車

銀行免許（ネバダ州法）の認可：2004年8月11日

預金保険の認可：2004年1月13日

資本金：4千万ドル

資産規模：2005年12月末時点の総資産は46百万ドル

FDICのorderによれば、設立より3年後の総資産規模は115百万ドルと見込まれている。

免許の種類：Industrial loan company

(2) 銀行持株会社法の関係

銀行持株会社法 12 U. S. C. 1841 (2) Exceptions (H) Industrial loan company の規定により銀行持株会社法上は、トヨタの米国州法銀行曾孫会社 TFSB は「銀行」とは認定されない。

従って、銀行持株会社法の規定の適用が免除される。一方で、預金保険公社法の下では銀行同様預金保険の対象とされる (12 U. S. C. 1815 (a))。

(3) ネバダ州の認可

貯蓄金融機関に関する法律は、ネバダ州法 CHAPTER 677-THRIFT COMPANIES (NRS677.010 以下) に規定され、NRS677.150 : Formation によりその設立に関する書式、必要経費、Fidelity bond の差し入れ、最低資本金、承認の前提条件な、申請者の調査、役職員の審査等の手続きが必要な旨規定されている。

(4) FDIC の認可

ア. 銀行免許の認可

銀行免許を認可することができるのは、次の3つの銀行監督官庁である。

① 州の銀行局 (State Banking Department)

州の銀行局は、州法に基づき設立される銀行と貯蓄機関に免許を与え、州法に基づき設立さ

れる外銀の支店・エージェンシーに認可を与える。

② 貯蓄金融機関監督局（OTS）

貯蓄金融機関監督局（OTS）は、国法に基づき設立される貯蓄機関に免許を与える。GLB法により、OTSによるこの権限は剥奪された。

③ 通貨監督局（OCC）

通貨監督局（OCC）は、国法に基づき設立される銀行に免許を与え、国法に基づき設立される外銀の支店とエージェンシーに免許を与える。

イ. 預金保険加入の認可

連邦準備制度（FRS）と連邦預金保険公社（FDIC）には、銀行免許を認可する権限はない。

しかし連邦預金保険公社（FDIC）については、預金を受け入れる金融機関は全て、免許を受ける前に、連邦預金保険公社（FDIC）の連邦預金保険制度への加入を申請することが義務づけられており、連邦預金保険公社（FDIC）は、免許の付与に影響力を行使することができる。FRB非加盟州法銀行の設立に際し、FDICは預金保険への加入について認可権限を持つ（12 U. S. C. 1815(a) approval of FDIC Insurance）。

ウ. FDIC の order

① 抜粋

“The Board of Directors of the Federal Deposit Insurance Corporation has fully considered all available facts and information relevant to the factors of Section 6 of the Federal Deposit Insurance Act relating to the application for Federal deposit insurance for Toyota Financial Savings Bank (the “Bank”), a proposed new institution to be located in Henderson, Nevada.

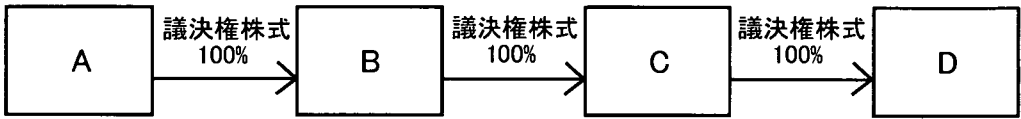
Accordingly, it is hereby ORDERED, for the reasons set forth in the attached Statement, that the application for Federal deposit insurance be approved, subject to the following conditions’

② 認可に当たり検討された事項

預金保険公社法 U. S. C. 1815(a)に基づき FDIC がトヨタ自動車に対して、曾孫会社 Toyota Financial Savings Bank の預金保険を承認。

特に検討されたのは、トヨタの子会社 TFS が支配する 3 つの銀行、バンコトヨタブラジル(株)、トヨタクレジットバンク(有) (ドイツ)、トヨタバンクポーランド(株)と TFSB との支配、被支配の関係。検討の結果、支配、被支配の関係はないと結論づけられた (parallel-owned banking organization)。

図表-1 銀行持株会社法における支配の概念



Aは直接的にBを、また間接的にC、Dを支配している。

A：トヨタ (TMC)

B：トヨタファイナンシャルサービス (TFS)

C：Toyota Financial Service Americas Corporation (TFSA)

D：Toyota Financial Savings Bank (TFSB)

図表-2 監督官庁と根拠法令 (citations)

	銀行持株会社	国法銀行	預金保険加入州法銀行		外国銀行	
			FRB加盟	FRB非加盟	州法支店 エイジェン シー	国法支店 エイジェン シー
設立認可	FRB(1)	OCC(8) FDIC(9) FRB(10)	SBD(24) FDIC(25) FRB(26)	SBD(41) FDIC(42)	SBD(53) FRB(54)	OCC(69) FRB(70)
検査	FRB(2)	OCC(11) FRB(12) FDIC(13)	FRB(27) FDIC(28) SBD(29)	FDIC(43) SBD(44)	SBD(55) FRB(56)	OCC(71) FRB(72)
定期報告	SEC(3) FRB(4)	OCC(14) FRB(15) FDIC(16)	FRB(30) FDIC(31) SBD(32)	FDIC(45) SBD(46)	SBD(57) FRB(58) FDIC(59)	OCC(73) FRB(74)
所要準備		FRB(17)	FRB(33)	SBD(47)	SBD(60) FRB(61)	FRB(75)
規則の制定	SEC(5) FRB(6)	OCC(18) FRB(19) FDIC(20)	SBD(34) FRB(35) FDIC(36)	SBD(48) FDIC(49)	SBD(62) FRB(63) FDIC(64)	OCC(76) FRB(77)
合併承認	FRB(7)	OCC(21) FRB(22)	SBD(37) FRB(38)	SBD(50) FRB(51)	SBD(65) FRB(66)	OCC(78) FRB(79)
支店開設認可		OCC(23)	SBD(39) FRB(40)	SBD(52)	SBD(67) FRB(68)	OCC(80) FRB(81)

(資料) 藤井正志 (1998) による

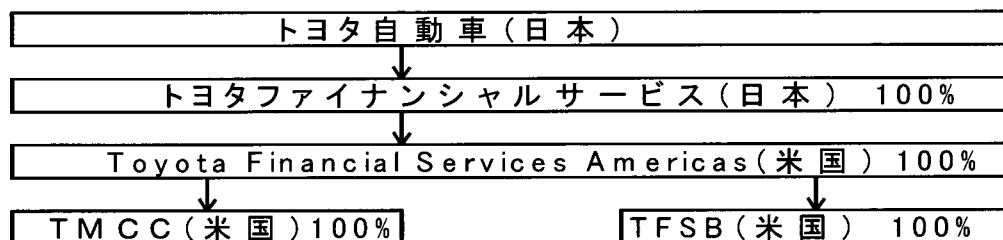
(5) Toyota Financial Savings Bank 設立の意義

- ① CMS (キャッシュ・マネジメント・サービス)⁴ 等の銀行商品の提供により、販売店との関係をより緊密にし、サービスの向上を図ること。
- ② 銀行形態でないと、金融業の展開に制約が生じる可能性があるという、法改正のリスクに対応するものである。

(6) Toyota Financial Savings Bank の業務

- ① ディーラー向けのキャッシュマネジメントサービスの提供
- ② レクサスオーナー向けのクレジットカード発行
クレジットカードの顧客は、17年末現在約1万件程度
- ③ ディーラー経営者への個人ローンの提供
既に TMCC からの貸出実績のあるディーラー向けサービスを検討中
- ④ ディーラーからの預金の受け入れ

図表-3 Toyota Financial Savings Bank の支配株主



TFSB : Toyota Financial Savings Bank
TMCC : Toyota Motor Credit Corporation

図表-4 トヨタファイナンスサービス (TFS) の地域別セグメント (2005年度)

(単位：百万円、%)

	売上高	シェア	営業利益	シェア
日本	115,079	15.0	5,941	3.5
北米	510,516	66.8	140,568	83.9
欧州	88,824	11.6	12,804	7.6
その他	50,251	6.6	8,176	4.9
合計	764,672	100.0	167,491	100.0

(資料) 金融ビジネスAUTUMN号による

図表-5 TFSのトヨタグループにおける位置づけ

2005年3月期決算の比較 (単位：百万円、人)

	TFS	デンソー	アイシン
売上高	760,852	2,799,949	1,829,064
経常利益	174,111	224,760	98,457
純利益	112,870	132,620	46,718
純資産額	652,231	1,643,182	552,752
従業員数	6,817	104,183	53,237

(資料) 金融ビジネス2005AUTUMN号、各社ホームページのデータによる

5. Industrial loan company を巡る米国内の動き

2005年3月に、米国最大手の小売業者ウォルマートが Industrial Loan Company (以下 ILC と略す) の免許をユタ州に申請したが、これが、当初想定された ILC の目的・趣旨を逸脱しているとの懸念が各方面から表明されている。こうした ILC は、他の事業会社を保有する持株会社によって保有されているのが一般的である。現行の ILC に対する規制・監督がその持株会社や子会社である事業会社に及ばないことが問題視されるなど、現在は事業会社による ILC 設立の可否をめぐる、FRB、議会、州議会をも巻き込んで議論は大きな渦を巻いている状況である。

2005年9月には、米国会計検査院 (GAO) は、“Industrial Loan Corporations Recent Asset Growth and Commercial Interest highlight Differences in Regulatory Authority”なる報告書を発表した。これは、2004年3月付けの James A. Leach 下院議員による調査の要請への解答として作成されたものである。この報告書の内容は、リーチ議員の以下の質問、

- ① ILC 創設の経緯との最近における資産規模の急成長について
- ② 他の預金保険加盟金融機関との比較で、ILC に許容される業務とセーフガード (I 納税者に不利益を与えない防衛策)
- ③ FRB の銀行持株会社グループに対する包括的な検査・監督権限と FDIC の ILC および持株会社グループに対する検査・監督権限の違い
- ④ 最近 FDIC が採用した、ILC の持株会社に対する監督手法の変更について
- ⑤ ILC の認可が、事業会社と銀行の結合に関して、他の銀行の認可との比較の観点から有利な状況を生み出しているか、否か
- ⑥ 最近の預金金融機関 (ILC) を含む) に関する法改正の動きが、事業会社による ILC 免許取得の魅力を増加するものであるか、否か

について、GAO が調査・分析を行ったものである。

本報告書において、GAO は米国議会が ILC に対する規制・監督の強化の必要性、および商業と銀行業の結合が進展していくことの是非について、幅広く検討することが必要である旨を勧告している。

2005年以降のこうした ILC を巡る動きを考えると、トヨタとしてはまさに適切な時期を選んで ILC 免許の認可 (2004年) を受けたということであろう。申請時点がもう少し遅れていたなら、トヨタの米国銀行免許の取得にも影響があったかもしれない。ここで GAO の報告書に基づいて、ILC の問題点を整理しておきたい。

(1) ILC 創設の経緯との最近における資産規模の急成長について

GAO の報告書の最初の論点は、ILC の急速な規模の拡大についてである。ILC は、もともと商業銀行からの借入の難しい中低所得者層に融資をする州法免許の中小銀行としての役割を果

たしてきた。ところが、過去 10 年間に亘り、ILC は顕著な資産規模の拡大を遂げ、いくつかの大規模な複合金融業者と結合した銀行へと進化しつつある。2004 年には 3 つの巨大大業会社が ILC の免許を取得し銀行業を開始している。

ILC の数と総資産額の推移を見てみよう。1987 年に 38 億ドル（3800 億円程度）であった総資産額は 2004 年には 1400 億ドル（14 兆円程度）と 35 倍に膨張している。一方で、ILC の数は 1987 年の 106 から 57 に減少している。2004 年において、3 つの ILC が総資産額で 30 億ドル（3000 億円相当）以上であり全米金融機関の上位 180 位に入っている。また、総資産規模で 1 位の ILC は 660 億ドル（6 兆 6 千億円相当）となっており、かつての ILC の概念からは大きく乖離しているといえる。ILC の設立州別分布をみると、2004 年では、ユタ州（82%）、カリフォルニア州（17%）、ネバダ州（10%）の順になっている⁵。

（2） ILC に許容される業務とセーフガード

報告書の 2 番目の論点は、他の預金保険加盟金融機関との比較で、ILC に許容される業務とセーフガード（納税者に不利益を与えない防衛策）についてである。連邦法並びに州法の規定の 1 点を除いて、ILC は他の預金金融機関と同じ業務が許されている。与信面では、消費者向けローン、商業用・個人住宅用住宅ローンや小口のビジネスローンなどが許されている。

その 1 点とは、カリフォルニア州銀行法と連邦法の規定により ILC による当座預金の受け入れが禁止されていることである。また、連邦法において、銀行持株会社法における ILC の定義により、

- ① 小切手ないし類似の第三者宛の支払い手段によって支払いを行う預金（当座預金）を預金者から受け入れないこと、あるいは、
- ② 総資産規模が 1 億ドル未満であること、と規定されている。

すなわち、上記の①か②のうち 1 つを満たせば、銀行持株会社法の銀行の定義から除外される ILC として認定されうることになる。現実的には、ほとんどの ILC が 1 億ドルの総資産規模の制限を超えているようである。そうであるとすれば、要求払い預金の受け入れが出来ないことが ILC 免許の認可条件になると考えられる。

ところが、大半の ILC は NOW 勘定（Negotiable Order of Withdraw Account）を提供している。NOW 勘定は、いわゆる金利の付く当座預金勘定であるが、顧客（個人または非営利団体）が資金を口座から引き出す際には、ILC は少なくとも 7 日前に書面による通知を求めている。なお、NOW 勘定は銀行持株会社法上の要求払い預金には該当しないとされているが、預金保険は付保される。こうしてみると、ILC と銀行持株会社法に規定される銀行との間にはほとんど差異が無いともいえる。

セーフガードの観点からは、ILC は他の預金保険加盟金融機関と同じ規制・監督下におかれるが、その親会社・関係会社に対する規制は及ばない。

(3) ILCの持株会社・関係会社に対するFDICの監督権限

報告書の3番目の論点は、銀行と親会社、関係会社の監督権限に関するFDICの監督権限についてである。銀行持株会社あるいは貯蓄金融機関持株会社グループに対する包括権限⁶を持つFRBおよびOTSとFDICの監督権限には大きな差異があり、FDICの監督権限は極めて限定されている。

例えば、ILCと親会社、関係会社との間の契約・取引・共同事業などに関する監督権限に限定すれば、FDICがILCの親会社・関係会社との関係を必要に応じ検査し、情報開示を求める権限は与えられている。

しかし、ILCと親会社・関係会社の間でこうした特定な関係がない場合には、FRB、OTSには与えられている親会社・関係会社に対する検査・監督権限は、FDICには全く与えられていない。また、親会社・関係会社に対する公的な強制措置の執行についても、同様である。したがって、銀行持株会社法に規定される銀行とILCに対する当局の監督権限には大きな差異があるというのが現実である。

(4) 最近FDICが採用した、ILCの持株会社に対する監督手法の変更について

報告書の4番目の論点は、最近FDICが採用した、ILCの持株会社に対する監督手法の変更によって、FDICによる持株会社グループへの監督権限は強化されるのか、否かという点である。FDICは、親会社のILCに対する影響力の評価に際して追加的に情報が提供されるようにするために検査マニュアルを改訂した。

具体的な追加情報の提示内容としては、

- ① 関係会社の役職員名簿および組織図 (if available)
- ② 関係会社のリストおよび最新の財務諸表
- ③ SEC宛の四半期および年次の10-K等
- ④ ILCにサービスを提供する関係会社との間の取引・契約

などが挙げられている。

しかし、銀行持株会社法の適用を免除されるこれらの親会社・関係会社が何処まで、FDICの要求に応え、情報開示に応ずるかには疑問が残る。したがって、ILCの持株会社に対する監督手法の変更によって、FDICによる持株会社グループへの監督権限が強化されるのを期待することは難しいと思われる。

(5) ILCの認可が、事業会社と銀行の結合を促進しているか

報告書の5番目の論点は、ILCの認可が、事業会社と銀行の結合に関して、他の銀行の認可との比較の観点から有利な状況を生み出しているか否かという点である。これについては、

ILCの持株会社・関係会社が銀行持株会社法の規定を受けない訳であるから、ILCの認可は他の預金金融機関との比較で見れば、事業会社と銀行の結合を促進していると言わざるを得ない。

これまで、商工業と銀行業の結合は、単一貯蓄金融機関持株会社が事業会社に保有されていた事例、一部に未だ保有している事例、GLB法の下で、マーチャントバンキングや証券業、保険業などの金融業務が金融持株会社に幅広く認められた事例は確かに存在している。

しかし、米国連邦法は、ILC持株会社の例外を除けば、事業会社と銀行業の結合を原則禁止・制限してきている。それは、事業会社による銀行の株式保有という事業会社と銀行の結合が、銀行業のセーフティーネットを事業会社にまで拡大する潜在的なリスクを持っているからであろう。

(6) 最近の預金金融機関に関する法改正の動き

報告書の5番目の論点は、最近の預金金融機関（ILC）を含むに関する法改正の動きが、事業会社によるILC免許取得の魅力を増加させるものであるか、否かという点である。

大半のILCはNOW勘定（Negotiable Order of Withdraw Account）を提供している。NOW勘定は、いわゆる金利の付く当座預金勘定であるが、個人または非営利団体の顧客に限定されている。

今回の法改正のより、NOW勘定を企業向けに提供することを許容しようとしている。

またそれと同時に、ILCを含む預金金融機関が州際を超えて新規に支店を開設することを認める法案が提出されている。もしこれらの法案が成立すれば、事業会社がILCの免許取得により一層の魅力を感じるであろうことは間違いがないといえる。

(7) GAO報告書の結論とFRB、FDICの対応

GAOは、報告書の結論として、ILCに対する規制・監督の強化を議会が検討することが必要であり、それと同時に、ILCおよび他の金融機関を通しての事業会社と銀行の結合の是非をより幅広く検討すべきであると結論付けている。

FRBは、GAOの報告書に対するコメントの中で、GAOのILCの現状分析に対する事実認識と議会がILCの問題および事業会社と銀行の結合問題を議論すべきであるとの結論に賛同している。一方でFDICは、GAOの報告書に対するコメントの中で基本的にFDICのILCに対する現状の監督体制に問題は認められず、議会での議論は必要でないと反論している。

6. むすび

わが国における事業会社による銀行の設立は、事業親会社の経営ノウハウを銀行業に生かすことにより、銀行業の新たな可能性を引き出す期待がある一方で、事業親会社の機関銀行化な

どの懸念もある。

本稿は、わが国への参考として、米国における事業会社の銀行業参入に関する米国の金融法制の最近の変化をまとめたものであるが、たまたま2004年8月トヨタが米国に曾孫会社である Toyota Financial Savings Bank を設立し、州法銀行としての銀行免許と、預金保険加入金融機関の認可を FDIC より受けたことから、米国における、事業会社の銀行業参入の具体例として取り上げ問題意識を整理したものである。

米国においても、GLB 法成立以前は、事業会社が1つだけの貯蓄金融機関を保有する持株会社を設立することにより銀行業に参入することができた。しかし、このループホールは GLB 法成立により塞がれ、単一貯蓄貸付金融機関持株会社を通じた事業会社の銀行業参入の道は閉ざされることになった。

現状、事業会社による銀行の保有という観点からは、米銀行持株会社法が ILC を例外として認めているというのが現状である。トヨタの米国銀行免許はまさにこの例外規定に基づいて認可されている。そして、一旦、法律の下で監督官庁の order により認可された免許は将来法改正があったとしても、既得権として認められるというのがこれまでの慣行となっている。

最近、米国ではウォルマートの ILC の設立の可否をめぐって、FRB、議会、州議会をも巻き込んで議論は大きな渦を巻いている。今後の米国連邦法改正の動きを展望すると、ILC を米銀行持株会社法の例外規定から外し、事業会社と銀行業の結合を原則禁止する方向に動き始めているようにも見える。それは、事業会社による銀行の株式保有という事業会社と銀行の結合が、銀行業のセーフティーネットを事業会社にまで拡大するリスクを持っているからであろう。

本稿は、わが国への参考として、米国における事業会社の銀行業参入に関する米国の金融法制の最近の変化をまとめたものである。しかし、GLB 法により単一貯蓄貸付金融機関持株会社のループホールが塞がれ、続いて ILC を米銀行持株会社法の例外規定から外し事業会社と銀行業の結合を原則禁止する方向に動くかに見える米国の事例を、事業会社による銀行設立を原則的に許容している日本の事例の参考とするにはその隔たりがあまりに大きい感じがする。

むしろ、事業会社による銀行保有が認められている欧州において、子会社銀行の事業親会社からの独立性確保、事業親会社等の事業リスクの銀行業からの遮断等がどのように法制化されているのかを調査し、わが国の参考事例とすることを、今後の課題としたい。

注

- 1 銀行持株会社の定義 (United States Code Title 12. Banks and Banking Chapter 17 Bank Holding Companies 1841. Definitions (a)(1))

(a)(1) Except as provided in paragraph (5) of this subsection, "bank holding company" means any company which has control over any bank or over any company that is or becomes a bank holding company by virtue of this chapter.

- 2 銀行持株会社法における銀行の定義 (1841. Definitions (c)(1))

(c) Bank defined

For purposes of this chapter—

(1) In general Except as provided in paragraph (2), the term “bank” means any of the following:

(A) An insured bank as defined in section 1813(h) of this title.

(B) An institution organized under the laws of the United States, any State of the United States, the District of Columbia, any territory of the United States, Puerto Rico, Guam, American Samoa, or the Virgin Islands which both—

(i) accepts demand deposits or deposits that the depositor may withdraw by check or similar means for payment to third parties or others; and

(ii) is engaged in the business of making commercial loans.

3 銀行持株会社法における銀行の定義から除外されるもの (1841. Definitions (H))

(H) An industrial loan company, industrial bank, or other similar institution which is—

(i) an institution organized under the laws of a State which, on March 5, 1987, had in effect or had under consideration in such State’s legislature a statute which required or would require such institution to obtain insurance under the Federal Deposit Insurance Act [12 U. S. C. A. § 1811 et seq.]—

(I) which does not accept demand deposits that the depositor may withdraw by check or similar means for payment to third parties;

(II) which has total assets of less than \$100,000,000; or

(III) the control of which is not acquired by any company after August 10, 1987; or

(ii) an institution which does not, directly, indirectly, or through an affiliate, engage in any activity in which it was not lawfully engaged as of March 5, 1987,

except that this subparagraph shall cease to apply to any institution which permits any overdraft (including any intraday overdraft), or which incurs any such overdraft in such institution’s account at a Federal Reserve bank, on behalf of an affiliate if such overdraft is not the result of an inadvertent computer or accounting error that is beyond the control of both the institution and the affiliate, or that is otherwise permissible for a bank controlled by a company described in section 1843(f)(1) of this title.

4 CMS (キャッシュ・マネジメント・サービス) : CMS とは、子会社などグループ内の資金を一元的に管理するサービスのことである。親会社や金融子会社が専用の口座を持ち、グループの余裕資金を集約する一方、運転資金などが不足する会社には貸し出しを行ない、効率的な資金管理を目指すものである。

グループ会社に余裕資金があれば、グループ内で資金を融通することにより銀行からの借入をせずに済む。そうすることによって外部への利息の支払を減らすことができ、無駄な資金流出を避けることができる。

5 トヨタファイナンシャルサービス株式会社からの情報によれば、Toyota Financial savings Bank の申請時点では、ILC の設立を容認する州は、ユタ、ネバダ、コロラド、ハワイの4州であったことである。

6 銀行持株会社グループの包括的な検査

連邦準備制度 (FRS) と貯蓄金融機関監督局 (OTS) は、銀行持株会社の検査を行う。銀行持株

会社の検査は、銀行検査と異なり、その主眼は銀行持株会社の体力が維持されていることを確認し、親会社である銀行持株会社、銀行子会社及び非銀行子会社の間取引の影響を判定することにある。連邦準備制度（FRS）と貯蓄金融機関監督局（OTS）のガイドラインによれば、検査の概要は以下の通りである。

- ① 銀行持株会社、銀行子会社及び非銀行子会社の財務状態に係る検査
- ② 関係会社間の取引関係の検査
- ③ 当該会社と経営陣の現在の業績の評価
- ④ 当該会社が準拠法規を守っているかの検査

検査官は銀行持株会社で最も重要な5つの点——すなわち銀行子会社（B）、その他の非銀行子会社（O）、親会社（P）、収益力（E）、自己資本比率（C）について採点を行い、いわゆる BOPEC という総合採点をつける。検査官は、銀行や貯蓄金融機関を対象にした CAMELS に似た5段階評価で採点を行う。また経営陣についても別途に、良（satisfactory）、可（fair）、不可（unsatisfactory）を採点する。

参考文献

- 内田聡「銀行・事業会社の分離と結合—アメリカにおける変遷と行方」金融構造研究 22 2000.5
- 内田聡「銀行・事業会社の分離と結合—英米における展開」中央大学経済研究所年報 31 2000
- 内田聡「銀行組織による事業会社株式の保有—国際的潮流とわが国の対応」証券経済研究 31 2001.5
- 内田聡「銀行・事業会社の分離と結合—銀行による事業会社株式の保有を中心に」証券経済学会年報 第36号 2001.5
- 村井睦男「一般事業会社の銀行業参入について—アメリカ、イギリスと我が国のケース」名古屋商科大学論集 45(1) 2000.7
- 農林中金総合研究所「事業会社の銀行業参入をめぐる動き」金融市場 11(5) 2000.5
- 全国地方銀行協会調査部「英米における一般事業会社の銀行業への参入」地銀協月報 478 2000.4
- 金融庁「金融庁の1年（平成13年度版）」
- 渡辺孝「異業種参入ガイドラインのチェック体制は不十分—銀行法を改正し、親事業会社への検査を実施すべし」金融財政事情 2000.6.26
- 鈴木啓嗣「ウォルマート産業融資会社設立反対の動き活発化」財）国際金融情報センターワシントン事務所 2006年4月
- 藤井正志『金融業の情報開示と検査・監督』東洋経済新報社 1998.12
- <http://www.fdic.gov/regulations/laws/bankdecisions/DepIns/ToyotaFinancialSavings.html>
(Toyota Financial Savings Bank に対する FDIC の order)
- <http://www.leg.state.nv.us/NRS/NRS-677.html#NRS677Sec150>
: (ネバダ州法による Thrift の設立に関する規定、NRS 677.150 ~ 240)
- <http://www.fid.state.nv.us/thrift%20company.htm> : (Thrift Companies as of December, 2005)
- <http://www.fdic.gov/regulations/laws/bankdecisions/DepIns/gmacauto.html>
(GMAC Automotive Bank に対する FDIC の order)
- GAO “Industrial Loan Corporations Recent Asset Growth and Commercial Interest highlight

Differences in Regulatory Authority” September 2005

Gramm-Leach-Bliley Act, Title 1 Sec. 103. (n) Authority to retain limited non-financial activities and affiliations（事業会社と銀行の分離規定・適用免除規定）

United States Code, Title 12, Banks and banking, Chapter 17 Bank holding companies Section 1841. Definitions :（米銀行持株会社法上の「銀行」の定義）

United States Code, Title 12, Banks and banking, Chapter 12 Saving association Sec.1467a. Regulation of holding companies :（Saving and loan holding company に関する規定）

United States Code, Title 12, Banks and banking, Chapter 16 Federal Deposit Insurance corporation Sec.1815 (a) Application to corporation required（預金保険加入に関する申請手続）